

大竹市農薬販売届事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）の規定により大竹市が処理することとされた事務のうち、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく届出に関する事務処理については、他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(新規の届出)

第2条 販売者（法第17条に規定する販売者をいう。以下同じ。）は、次の事項を記載した農薬販売届（様式第1号）に別表に掲げる書類を添付して、販売所ごとに、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 当該販売所

2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあってはその開始の日までに、販売所を増設した場合にあってはその増設の日から2週間以内に、届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出に必要な部数は、1部とする。

(変更の届出)

第3条 前条の規定による届出をした販売者は、届出した事項に変更を生じたときは、農薬販売変更届（様式第2号）に別表に掲げる書類を添付して、その変更を生じた日から2週間以内に、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に必要な部数は、1部とする。

(廃止の届出)

第4条 第2条の規定による届出をした販売者は、当該販売所を廃止したときは、農薬販売廃止届（様式第3号）に別表に掲げる書類を添付して、その廃止の日から2週間以内に、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に必要な部数は、1部とする。

(届出の受理)

第5条 市長は、前3条の規定による届出の内容が適当と認めた場合はこれを受理し、第2条及び第3条の規定による届出にあっては農薬販売届受理証（様式第4号）に、前条の規定による届出にあっては農薬販売廃止届受理証（様式第5号）に、当該届出書の写しを添付して、当該届出をした者（次項において「届出者」という。）に通知するものとする。

2 届出者は、前項の受理証を紛失し、又は破損したときは、農薬販売届受理証再交付申請書（様式第6号）により、市長に再交付を申請することができる。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、遅滞なく当該届出に係る受理証に「再交付」の文字を朱書きし、当該届出者に通知するものとする。

（台帳）

第6条 第2条から第4条までの規定による届出を受理した市長は、台帳を備え、その届出事項を記載し、整理するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年1月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の大竹市農薬販売届事務処理要領（次項において「旧要領」という。）第2項第1号又は第2号の規定によりされた届出は、改正後の大竹市農薬販売届事務処理要領（次項において「新要領」という。）第2条、第3条又は第4条の規定によりされた届出とみなす。

3 この要領の施行の際現に旧要領第2項第4号アの規定によりされている通知は、新要領第5条第1項の規定によりされた通知とみなす。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

届出の種類	添付書類
新規の届出	1 届出者の氏名及び住所を証する書類 2 次の事項を記載した資料（以下「添付資料」という。） （ア） 販売する農薬の概要 （イ） 毒劇物農薬販売の有無 （ウ） 販売に係る製造者、輸入者及び販売者 （エ） 年間農薬販売額 （オ） 業種 （カ） 販売責任者氏名 （キ） 販売所電話番号
変更の届出 （届出者の変更）	1 届出者の氏名及び住所を証する書類 2 交付済みの受理証
変更の届出	1 添付資料

(販売所の変更)	2 交付済みの受理証
廃止の届出	1 交付済みの受理証